

平成21年1月

(仮称)川崎市地球温暖化対策条例による エネルギー供給事業者の協力について

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局 川崎市環境局地球環境推進室

I 市域内のエネルギー使用状況

市域内の主要部門のエネルギー使用状況(2006年度速報値)

	石油系	石炭系	天然 ガス系	電力	合計 (TJ)
産業部門	116,183	87,962	8,623	11,412	224,179
構成比(%)	51.8%	39.2%	3.8%	5.1%	
民生(業務)	1,164	0	2,813	5,880	9,856
構成比(%)	11.8%	0.0%	28.5%	59.7%	
民生(家庭)	1,852	0	7,807	9,879	19,537
構成比(%)	9.5%	0.0%	40.0%	50.6%	

※石油系にはガソリン、灯油、重油、プロパンガスなど、石炭系には石炭、石炭コークスなど、天然ガス系には都市ガス、液化天然ガスなど、それぞれ含む。

- ・産業部門、民生部門(業務)は、多様なエネルギーを使用しているが、大規模事業者が多く、報告書・計画書制度により一定程度データを把握することが可能
- ・民生(家庭)は、使用エネルギーが限られているが、個人からデータを把握することは困難

Ⅱ 市域内のエネルギー使用状況(家庭部門)

- ・家庭部門の割合は小さいが、人口の増加率を超えて増加
- ・家庭部門、地域での温暖化対策の取組を推進する上で、区ごとなど、詳細な情報が必要

発生源別二酸化炭素排出量(千トン)

項 目	1990年	2006年(速報値)	
		総量(構成比)	増加率
家庭部門	1,157	1,558(6.9%)	1.35
業務部門	743	841(3.7%)	1.13
運輸部門	1,165	1,199(5.3%)	1.03
産業部門	18,021	17,724(78.0%)	0.98
合 計	22,797	22,713(100%)	1.00
人口	1.00		1.14

※ 合計には、記載していない転換部門、廃棄物部門を含む

3

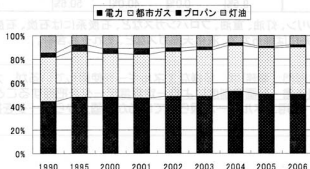
Ⅱ 市域内のエネルギー使用状況(家庭部門)

現行では、全市データなど、限定的な情報に依拠するとともに、推計で対応

エネルギー供給に係るデータの提供を規定し、政策展開の基礎資料にするとともに、市民への情報提供に活用できないか

(参考)

世帯あたり消費のエネルギー源構成推移



家庭部門では電力、都市ガスの比率が上昇

4

Ⅲ 他都市の条例等の内容

千代田区地球温暖化対策条例

(エネルギー事業者への協力依頼)

第20条 区長は、区内の二酸化炭素排出量を把握するため、エネルギー事業者に区内の総エネルギー使用実績の提出を依頼します。

2 エネルギー事業者は、区長の依頼に応じて協力するものとします。

横浜市環境創造審議会答申(平成20年11月)

ウ 温室効果ガス排出量の把握

市域における温室効果ガス排出量を正確に把握・公表することは、目標実現の基礎となる。横浜市は、計画書制度において市内に立地するエネルギー供給事業者の排出量を把握しているが、そのうち市内利用者への供給量を把握するためには統計処理を必要としており、市域外のエネルギー供給事業者については把握されていない。そこで、エネルギー供給事業者に対し、市内に供給するエネルギーに関するデータ等の提供を求めることができるようにするべきである。

(参考)

他都市ではエネルギー供給事業者に供給電力CO2排出係数の改善や再生可能エネルギー導入を促進する制度も導入されている

東京都…エネルギー環境計画書制度

京都府…電気事業者排出削減計画書

5

Ⅳ エネルギー供給事業者への対応の考え方

検討課題

➤市域にエネルギー供給を行う事業者から区別などデータ提供を依頼

対応の方向性

➤エネルギー供給事業者による協力として、エネルギー供給量等に係る情報提供を規定してはどうか。